

年 月 日

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市 様

一般廃棄物 (可燃ごみ) 搬入許可申請書

一般廃棄物 (可燃ごみ) を処理したいので、浜田地区広域行政組合可燃ごみ
処理施設条例施行規則第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

記入例

1 申請者

住 所 浜田市 江津市 波子 町 口 321-1
(所在地)

氏 名 広域 太郎
(事業所名) (広域商事)

2 ごみの発生場所 (該当する地区に○をしてください。)

浜田	金城	旭	弥栄	三隅
江津	桜江			

3 ごみの内容 (該当する欄に○をしてください。)

	家庭系ごみ (日常生活ごみ)
○	事業系ごみ (事業活動ごみ)

注意事項

- エコクリーンセンターは一般廃棄物の処理施設です。建築廃材等の産業廃棄物は搬入できません。産業廃棄物として適正に処理してください。
- 搬入された廃棄物の積下ろしは、搬入者により行っていただきます。
- ライター等の危険物を混入しての搬入はお断りします。
- 虚偽の申請等により搬入しようとした場合は、搬入を許可しません。
- ご記入いただいた個人情報は、浜田地区広域行政組合が適正に管理します。